



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 9月26日月曜日 第1696号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	945
愛媛県における結核の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県結核予防計画）の策定.....	946
指定居宅支援事業者の指定（12件）.....	946
指定居宅支援事業の廃止（6件）.....	948
地籍調査の成果の認証.....	950
土地改良区の定款変更の認可.....	950
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	950
漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正.....	950
加入区の設定（特定養殖共済）の一部改正.....	951
加入区の設定（漁獲共済）の一部改正.....	951
建設業者の許可の取消し.....	951
土地収用法に基づく事業の認定.....	952
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	953
公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）.....	954
土砂災害警戒区域の指定.....	957
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）.....	957
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	958
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	958
道路の供用開始（"）.....	958
道路の区域変更（県道山鳥坂名荷谷線）.....	959
道路の供用開始（"）.....	959
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	959
道路の供用開始（"）.....	959
道路の区域変更（一般国道197号）.....	960
道路の供用開始（"）.....	960
開発行為に関する工事の完了.....	960

## 告 示

### ○愛媛県告示第1731号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友共同電力株式会社  
新居浜市磯浦町16番 5号  
社長 黒木 明德
- 事業場の名称及び所在地  
住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所  
新居浜市磯浦町16番 5号

## 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63号の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	排煙脱硫装置：1時間当たり排ガス601,000立方メートル処理 石こう回収装置：1時間当たり15.2トン20パーセント石こうスラリー処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約28ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～7.5 最大 5.0～7.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 40
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 2,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 135 最大 135	

## 4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後28ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	凝集沈澱、活性炭吸着、生物脱窒、セレン還元、ろ過処理、中和処理
処理施設の型式	物理処理 + 生物処理 + 化学処理
処理施設の構造	コンクリートピット及び鋼製塔

処理施設の主要寸法	縦 36.8メートル 横 94メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり58立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱、活性炭吸着、生物脱窒、セレン還元、ろ過処理、中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～13.5 最大 1.0～13.5	通常 6.0～8.5 最大 6.0～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 40	通常 10 最大 15
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 2,000	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 90 最大 90	通常 10 最大 14
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 1 最大 4
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,150 最大 1,385	通常 972 最大 1,180	

最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.2 最大 8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.1 最大 4.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 12.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.45 最大 6.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.023 最大 0.15
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1,158,772 最大 1,158,980

○愛媛県告示第1732号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第3条の4第1項の規定に基づき、愛媛県における結核の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県結核予防計画）を次のとおり策定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、計画書を愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び

○愛媛県告示第1733号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300187115	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島瀬義昭	児童居宅介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1734号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100203112	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島瀬義昭	身体障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1735号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200231112	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	知的障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会宇和島障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1736号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300188113	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	児童居宅介護	宇和島市社会福祉協議会吉田障害者居宅介護事業所	宇和島市吉田町東小路甲58番地5	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1737号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100204110	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	身体障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会吉田障害者居宅介護事業所	宇和島市吉田町東小路甲58番地5	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1738号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200232110	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	知的障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会吉田障害者居宅介護事業所	宇和島市吉田町東小路甲58番地5	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1739号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300189111	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	児童居宅介護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年8月1日

## ○愛媛県告示第1740号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100205117	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16号	島 瀬 義 昭	身体障害者居 宅介護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1741号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200233118	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16号	島 瀬 義 昭	知的障害者居 宅介護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1742号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300190119	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16号	島 瀬 義 昭	児童居宅介護	宇和島市社会福祉協議会津島障害者居宅介護事業所	宇和島市津島町岩松甲471番地	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1743号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100206115	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16号	島 瀬 義 昭	身体障害者居 宅介護	宇和島市社会福祉協議会津島障害者居宅介護事業所	宇和島市津島町岩松甲471番地	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1744号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200234116	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16号	島 瀬 義 昭	知的障害者居 宅介護	宇和島市社会福祉協議会津島障害者居宅介護事業所	宇和島市津島町岩松甲471番地	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1745号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300069115	医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	真 鍋 知 己	児童居宅介護	まなべ病院指定訪問 介護事業所	西条市氷見丙477番地	平成17年 8月31日

## ○愛媛県告示第1746号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100075114	医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	真 鍋 知 己	身体障害者居 宅介護	まなべ病院指定訪問 介護事業所	西条市氷見丙477番地	平成17年 8月31日

## ○愛媛県告示第1747号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200091110	医療法人北辰会	西条市氷見丙477番地	真 鍋 知 己	知的障害者居 宅介護	まなべ病院指定訪問 介護事業所	西条市氷見丙477番地	平成17年 8月31日

## ○愛媛県告示第1748号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300023112	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	鳥 瀬 義 昭	児童居宅介護	宇和島市社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年 7月31日
38000300064116	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	浅 野 修 一	児童居宅介護	吉田町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	平成17年 7月31日
38000300012115	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	北宇和郡三間町大字迫目126番地	太 宰 仁 三	児童居宅介護	三間町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡三間町大字迫目126番地	平成17年 7月31日
38000300046113	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	北宇和郡津島町岩松甲471番地	曾 根 貞 義	児童居宅介護	社会福祉法人津島町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡津島町岩松甲471番地	平成17年 7月31日

## ○愛媛県告示第1749号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100019112	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	身体障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年7月31日
38000100067111	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	浅 野 修 一	身体障害者居宅介護	吉田町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	平成17年7月31日
38000100012117	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	北宇和郡三間町大字迫目126番地	太 宰 仁 三	身体障害者居宅介護	三間町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡三間町大字迫目126番地	平成17年7月31日
38000100044110	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	北宇和郡津島町岩松甲471番地	曾 根 貞 義	身体障害者居宅介護	社会福祉法人津島町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡津島町岩松甲471番地	平成17年7月31日

○愛媛県告示第1750号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200032114	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	島 瀬 義 昭	知的障害者居宅介護	宇和島市社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年7月31日
38000200080113	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	浅 野 修 一	知的障害者居宅介護	吉田町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	平成17年7月31日
38000200014112	社会福祉法人三間町社会福祉協議会	北宇和郡三間町大字迫目126番地	太 宰 仁 三	知的障害者居宅介護	三間町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡三間町大字迫目126番地	平成17年7月31日
38000200053110	社会福祉法人津島町社会福祉協議会	北宇和郡津島町岩松甲471番地	曾 根 貞 義	知的障害者居宅介護	社会福祉法人津島町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	北宇和郡津島町岩松甲471番地	平成17年7月31日

○愛媛県告示第1751号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松前町	大字鶴吉の一部	平成15年度から平成16年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成17年 9月26日

○愛媛県告示第1752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、周桑郡小松町大字大頭土地改良区（新名称・小松町大頭土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1753号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地

改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二及地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二及地区）計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年 9月27日から10月25日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1754号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表弓削町加入区の項を次のように改める。

| 弓削加入区 | 弓削漁業協同組合の地区 |

○愛媛県告示第1755号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成8年1月愛媛県告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年10月3日から施行する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

表内海加入区の項区域の欄中「内海漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧内海漁業協同組合」に改め、同表御荘町加入区の項同欄中「御荘町漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧御荘町漁業協同組合」に改め、同表南内海加入区の項同欄中「南内海漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合」に改め、同表東海加入区の項同欄中「東海漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧東海漁業協同組合」に改め、同表西海町加入区の項同欄中「西海町漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合」に改める。

○愛媛県告示第1756号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第20

13号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、表39の項から42の項まで、44の項及び45の項の改正規定は、平成17年10月3日から施行する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

表15の項区域の欄中「弓削町区域（弓削町漁業協同組合）」を「弓削区域（弓削漁業協同組合）」に改め、同表32の項区分の欄中「西宇和郡三崎町」を「西宇和郡伊方町」に、「平磯」を「平磯」に改め、同表39の項区域の欄中「御荘町漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧御荘町漁業協同組合」に改め、同表40の項同欄中「南内海漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合」に改め、同表41の項同欄中「東海漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧東海漁業協同組合」に改め、同表42の項同欄中「深浦漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合」に改め、同表44の項同欄中「西海町漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合」に改め、同表45の項同欄中「福浦漁業協同組合」を「愛南漁業協同組合の地区のうち、旧福浦漁業協同組合」に改める。

○愛媛県告示第1757号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般特-13)第18号	平成13年5月30日	泉建設(株)	泉 正紀	伊予市米湊810-1	平成17年8月3日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-13)第366号	平成13年11月16日	愛媛ボウリング(株)	神野 勝	松山市針田町162	平成17年8月4日	さく井工事業	建設業の廃止
(般特-13)第1918号	平成14年1月17日	八幡浜建設(株)	新地 保彦	八幡浜市五反田1番耕地56-1	平成17年8月4日	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-14)第4952号	平成14年11月18日	近藤建設工業(株)	藤本 幹翁	松山市南江戸2-15-50	平成17年8月8日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-14)第11286号	平成14年5月16日	(株)相中組	相中 正臣	伊予市下吾川2045-1	平成17年8月8日	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-12)第13163号	平成12年8月29日	瀬尾塗装	瀬尾 一郎	今治市中寺325-7	平成17年8月9日	塗装工事業	建設業の廃止
(般特-14)第6161号	平成14年4月24日	三原設備(株)	三原 光孝	八幡浜市向灘245-3	平成17年8月12日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(特-13)第13466号	平成13年7月18日	(有)三興建設	石丸 傑康	松山市市坪北1-18-10	平成17年8月12日	土木工事業	建設業の廃止
(般-14)第15280号	平成15年3月28日	山本建設工事	山本 純一	新居浜市宇高町1-3-632	平成17年8月15日	とび・土工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般特-17)第4715号	平成17年7月15日	(株)みよし組	三好 良	伊予郡松前町大字筒井1109	平成17年8月16日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-14)第13871号	平成14年11月14日	岡田組	岡田 和広	松山市北斎院町449-8	平成17年8月16日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-15)第14060号	平成15年7月17日	(有)タニグチ組	谷口 巡一	松山市高岡町799-15	平成17年8月16日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)

( 般 - 15 ) 第15389号	平成15年 8月26日	小原組	小原 輝久	松山市久保田町331	平成17年 8月18日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第316号	平成14年 7月17日	井関建設(株)	井関 和正	西予市野村町野村14-449	平成17年 8月23日	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
( 特 - 14 ) 第1901号	平成14年 11月1日	昭安土建(株)	藪 敬仁	松山市松末2-1-52	平成17年 8月29日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
( 般 - 12 ) 第6006号	平成13年 3月20日	三共通商(株)	高木 啓志	松山市御幸1-306	平成17年 8月29日	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
( 般 - 14 ) 第11705号	平成14年 9月4日	御幸建設(株)	大西 清忠	松山市山越1-1-5	平成17年 8月29日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 15 ) 第15388号	平成15年 8月26日	(有)バーナードホーム	橋村 民生	松山市立花3-3-36	平成17年 8月29日	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
( 般 - 12 ) 第11036号	平成12年 11月27日	(有)得能工業	得能 政春	西宇和郡伊方町九町1番耕地1755-5	平成17年 8月31日	鉄筋工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第12071号	平成12年 10月14日	(株)四国開成	谷富 一昭	松山市南吉田町2142-4	平成17年 8月31日	土木工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 15 ) 第14087号	平成15年 8月25日	十河建築	十河 隆	新居浜市中村1-3-11	平成17年 8月31日	建築工事業	建設業の廃止

### ○愛媛県告示第1758号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 起業者の名称

松山市

#### 2 事業の種類

市道小野162号線及び市道小野163号線新設工事（南北梅本線・愛媛県松山市南梅本町地内）及びこれに伴う一級河川付替工事

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

愛媛県松山市南梅本町地内

##### (2) 使用の部分

愛媛県松山市南梅本町地内

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県松山市北梅本町地内から同県同市南梅本町地内までの延長1,086mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道小野162号線及び市道小野163号線新設工事（南北梅本線）及びこれに伴う一級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「市道小野162号線及び市道小野163号線新設工事（南北梅本線）」（以下「本件工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件工事の施工により遮断される一級河川の付

替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性

市道小野162号線及び市道小野163号線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により松山市長が市道に認定した道路であり、松山市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である松山市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性

###### ア 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県松山市北梅本町地内の県道松山川内線との接続点を起点とし、県道美川松山線及び伊予鉄道横河原線と立体交差し、東温市道上樋新村線及び同市道北野田東梅本線と接続する延長1,086mの新設市道であり、地域住民の生活道路であるとともに平成18年4月に開院が予定されている独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下「がんセンター」という。）へのアクセス道路として重要な役割を担う路線である。

がんセンターは、四国地区の「がん」の基幹医療施設として高度先駆的な医療、研究等の機能を備えた施設で、多数の利用者の来院が予想され、それに伴う交通量の増加が見込まれている。

しかしながら、現在、本路線に対応する道路は、県道美川松山線及び市道小野15号線であるが、県道美川松山線は、年々交通量が増加している路線であり、沿線には店舗、住家等が連たんしているにもかかわらず

、歩道等の整備が十分でなく、車両や歩行者の円滑な交通に支障を来しており、市道小野15号線は、幅員約5mの1車線道路であることから、現状のままではがんセンター開院後に見込まれる車両や歩行者の増加に対処することは困難な状況である。

また、本路線の起点側に接続する県道松山川内線では、東温市方面から松山市街地方面へ向けて慢性的な交通渋滞が発生しており、さらに、本路線の周辺地域においては、近年、大型小売店舗等が立地する中で、市道を始めとする生活道路の整備が十分でない状況である。

本事業の完成により、両側に自動車歩行者道を備えた2車線道路が整備されることから、がんセンターを利用する車両及び歩行者の安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、県道松山川内線の交通量を本路線の終点側に接続する東温市道北野田東梅本線を経由して一般国道11号へ分散させることによる交通混雑の緩和や地域住民の生活道路としての利用に寄与するものと認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 失われる利益

本事業による生活環境等に及ぼす影響については、本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、工事の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械を使用し、騒音、振動を抑制する対策を講じている。また、本事業の起業地及びその周辺は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等に基づく自然環境保全地域に指定されていないため、自然環境への影響は軽微であると推測される。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業は、がんセンターへのアクセス道路として安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき、2車線道路を建設する事業であり、本事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートを選定に当たっては、申請案のほか、起点や道路線形の異なる2案について検討が行われている。申請案は、他の2案と比べ、漬地面積が少ないこと、最小曲線半径が大きく線形が良いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、平成18年4月に開院が予定されているがんセンターのアクセス道路と県道松山川内線の交通混雑の緩和や地域住民の生活道路としての利用等を目的として建設するものであり、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
松山市役所

○愛媛県告示第1759号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
小支流 冷田川	右岸 松山市横谷丙199番地先から同市横谷乙469番地先まで 左岸 松山市横谷丙206番3地先から同市横谷乙392番地先まで
支流 内見田川	右岸 松山市平田町387番地先から同市平田町441番1地先まで 左岸 松山市平田町198番1地先から同市平田町495番1地先まで

○愛媛県告示第1760号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
小支流 窪津川	右岸 宇和島市津島町高田甲2620番1地先から同市津島町高田甲2639番地先まで 左岸 宇和島市津島町高田甲2649番1地先から同市津島町高田甲2640番1地先まで

小々支流 深泥川	右岸 宇和島市津島町高田甲2638番5地先から同市津島町高田甲2449番地先まで 左岸 宇和島市津島町高田甲2469番1地先から同市津島町高田甲2450番地先まで
支流 稲中川	右岸 宇和島市津島町高田乙270番地先から同市津島町高田乙733番2地先まで 左岸 宇和島市津島町高田乙475番地先から同市津島町高田乙512番地先まで
小支流 下谷川	右岸 宇和島市津島町高田甲2136番地先から同市津島町高田甲2121番1地先まで 左岸 宇和島市津島町高田甲2345番1地先から同市津島町高田甲2370番2地先まで
小支流 牛ヶ谷川	右岸 宇和島市津島町高田丁167番地先から同市津島町高田甲926番地先まで 左岸 宇和島市津島町高田甲1031番1地先から同市津島町高田甲1048番1地先まで
小支流 上谷川	右岸 宇和島市津島町高田甲1953番1地先から同市津島町高田甲1142番地先まで 左岸 宇和島市津島町高田甲1976番地先から同市津島町高田甲2092番2地先まで
支流 西谷川	右岸 宇和島市津島町近家甲926番地先から同市津島町近家甲1018番1地先まで 左岸 宇和島市津島町近家甲873番地先から同市津島町近家甲853番1地先まで
幹流 本谷東川	右岸 宇和島市津島町近家甲462番1地先から同市津島町近家甲288番1地先まで 左岸 宇和島市津島町近家甲462番1地先から同市津島町近家甲288番1地先まで
幹流 小蔵座川	右岸 宇和島市津島町近家甲411番1地先から同市津島町近家甲358番1地先まで 左岸 宇和島市津島町近家乙196番1地先から同市津島町近家乙190番2地先まで
幹流 下蔵座川	右岸 宇和島市津島町近家甲336番1地先から同市津島町近家甲288番1地先まで 左岸 宇和島市津島町近家乙172番地先から同市津島町近家甲278番2地先まで
幹流 餅ノ江川	右岸 宇和島市津島町近家甲64番2地先から同市津島町近家甲27番20地先まで 左岸 宇和島市津島町近家甲63番32地先から同市津島町近家甲28番10地先まで

点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
 基点（宇和島市三浦西3628番1地先に設置した金属鉄）は、北緯33度10分12秒、東経132度30分09秒の地点  
 1点は、基点から真北290度53分32秒21.00メートルの地点  
 2点は、1点から真北255度34分22秒19.29メートルの地点  
 3点は、2点から真北260度55分42秒15.94メートルの地点  
 4点は、3点から真北268度12分08秒20.28メートルの地点  
 5点は、4点から真北274度39分27秒9.75メートルの地点  
 6点は、5点から真北278度22分11秒9.74メートルの地点  
 7点は、6点から真北283度28分40秒24.19メートルの地点  
 8点は、7点から真北294度03分39秒15.33メートルの地点  
 9点は、8点から真北305度22分45秒21.48メートルの地点  
 10点は、9点から真北322度25分03秒14.58メートルの地点  
 11点は、10点から真北322度44分41秒6.43メートルの地点  
 12点は、11点から真北337度03分31秒13.04メートルの地点  
 13点は、12点から真北337度03分18秒2.80メートルの地点  
 14点は、13点から真北229度16分51秒7.56メートルの地点  
 15点は、14点から真北153度40分55秒35.28メートルの地点  
 16点は、15点から真北132度41分16秒6.15メートルの地点  
 17点は、16点から真北116度01分04秒42.56メートルの地点  
 18点は、17点から真北112度11分04秒8.57メートルの地点  
 19点は、18点から真北104度41分44秒7.68メートルの地点  
 20点は、19点から真北61度32分34秒5.54メートルの地点  
 21点は、20点から真北74度43分37秒10.51メートルの地点  
 22点は、21点から真北91度41分51秒2.94メートルの地点  
 23点は、22点から真北128度12分01秒7.92メートルの地点  
 24点は、23点から真北204度58分01秒2.51メートルの地点  
 25点は、24点から真北135度23分17秒7.37メートルの地点

○愛媛県告示第1761号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

宇和島市三浦西3628番1地先から同3569番1地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から32点までを順次直線で結んだ線並びに32

26点は、25点から真北 107 度57分25秒 13 .05 メートルの地点

27点は、26点から真北94度04分56秒5 .80メートルの地点

28点は、27点から真北82度01分36秒6 .94メートルの地点

29点は、28点から真北57度48分28秒5 .85メートルの地点

30点は、29点から真北42度49分39秒 17 .04 メートルの地点

31点は、30点から真北61度50分04秒5 .44メートルの地点

32点は、31点から真北72度18分43秒6 .10メートルの地点

(3) 面積

1 .564 .88平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和58年2月16日 愛媛県指令河第786号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月26日

○愛媛県告示第1762号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市日振島2078番2から同1960番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から41点までを順次直線で結んだ線並びに41点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.92メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市日振島2170番1地先に設置された金属錐）は、北緯33度09分52秒、東経132度17分26秒の地点

1点は、基点から真北09度06分47秒486.23メートルの地点

2点は、1点から真北177度15分34秒1.57メートルの地点

3点は、2点から真北268度57分47秒6.71メートルの地点

4点は、3点から真北265度06分24秒20.01メートルの地点

5点は、4点から真北265度09分23秒3.00メートルの地点

6点は、5点から真北259度52分57秒4.57メートルの地点

7点は、6点から真北253度30分55秒4.57メートルの地点

8点は、7点から真北247度08分43秒4.56メートルの地点

9点は、8点から真北240度47分31秒4.57メートルの地点

10点は、9点から真北234度24分33秒4.57メートルの地点

11点は、10点から真北229度03分19秒2.09メートルの地点

12点は、11点から真北136度51分09秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北227度40分23秒1.80メートルの地点

14点は、13点から真北316度51分09秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北222度14分08秒5.24メートルの地点

16点は、15点から真北215度18分39秒0.84メートルの地点

17点は、16点から真北215度19分41秒2.12メートルの地点

18点は、17点から真北215度18分47秒1.60メートルの地点

19点は、18点から真北208度58分10秒4.56メートルの地点

20点は、19点から真北202度35分05秒4.57メートルの地点

21点は、20点から真北196度13分30秒4.56メートルの地点

22点は、21点から真北189度48分47秒4.61メートルの地点

23点は、22点から真北186度36分27秒23.83メートルの地点

24点は、23点から真北182度57分03秒5.62メートルの地点

25点は、24点から真北176度18分59秒4.59メートルの地点

26点は、25点から真北170度22分13秒4.59メートルの地点

27点は、26点から真北164度22分23秒4.59メートルの地点

28点は、27点から真北158度26分00秒4.59メートルの地点

29点は、28点から真北152度27分39秒4.59メートルの地点

30点は、29点から真北146度29分08秒4.59メートルの地点

地点

- 31点は、30点から真北 140 度30分32秒4 59メートルの地点
- 32点は、31点から真北 134 度32分58秒4 61メートルの地点
- 33点は、32点から真北 136 度31分38秒5 41メートルの地点
- 34点は、33点から真北 142 度54分12秒5 40メートルの地点
- 35点は、34点から真北 149 度16分08秒5 38メートルの地点
- 36点は、35点から真北 155 度38分26秒5 36メートルの地点
- 37点は、36点から真北 160 度52分59秒5 35メートルの地点
- 38点は、37点から真北 166 度33分51秒1 52メートルの地点
- 39点は、38点から真北76度33分16秒1 .00メートルの地点
- 40点は、39点から真北 166 度32分27秒3 40メートルの地点
- 41点は、40点から真北 256 度32分07秒1 99メートルの地点

(3) 面積

886.39平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年12月9日 愛媛県指令河第553号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月26日

域

- 基点（宇和島市三浦西5122番4地内に設置された金属鉾）は、北緯33度10分16秒、東経132度30分25秒の地点
- 1点は、基点から真北243度55分42秒73.95メートルの地点
- 2点は、1点から真北68度38分12秒2.34メートルの地点
- 3点は、2点から真北67度28分17秒7.01メートルの地点
- 4点は、3点から真北67度25分53秒7.52メートルの地点
- 5点は、4点から真北337度23分57秒1.50メートルの地点
- 6点は、5点から真北67度24分57秒2.98メートルの地点
- 7点は、6点から真北156度42分48秒1.50メートルの地点
- 8点は、7点から真北67度29分00秒7.37メートルの地点
- 9点は、8点から真北67度16分23秒10.00メートルの地点
- 10点は、9点から真北67度00分34秒19.99メートルの地点

(3) 面積

355.54平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年5月20日 愛媛県指令河第213号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月26日

○愛媛県告示第1763号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市三浦西5121番6地先から同5121番7地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.89メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区

○愛媛県告示第1764号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市蔭淵865番2から同700番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C.D.L.+2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲ま

れた区域

基点（宇和島市蔭淵 865 番 2 地先に設置された金属鈹）は、北緯33度12分00秒、東経 132 度24分14秒の地点

1 点は、基点から真北 337 度54分11秒139 .03メートルの地点

2 点は、1 点から真北93度29分50秒2 .66メートルの地点

3 点は、2 点から真北 178 度32分48秒6 .11メートルの地点

4 点は、3 点から真北 194 度21分14秒5 .90メートルの地点

5 点は、4 点から真北 210 度10分48秒5 .90メートルの地点

6 点は、5 点から真北 215 度04分32秒 23 .83 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 209 度22分21秒6 .76メートルの地点

8 点は、7 点から真北 191 度56分35秒6 .76メートルの地点

9 点は、8 点から真北 174 度29分50秒6 .76メートルの地点

10 点は、9 点から真北 157 度03分41秒6 .76メートルの地点

11 点は、10 点から真北 148 度21分37秒 51 .82 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 141 度51分35秒5 .54メートルの地点

13 点は、12 点から真北 128 度30分00秒5 .08メートルの地点

14 点は、13 点から真北 114 度18分59秒5 .50メートルの地点

15 点は、14 点から真北 100 度41分57秒5 .29メートルの地点

16 点は、15 点から真北97度28分40秒 18 .20 メートルの地点

17 点は、16 点から真北93度52分10秒3 .40メートルの地点

18 点は、17 点から真北 183 度52分31秒2 .69メートルの地点

(3) 面積

1 ,318 .19平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 4 年 3 月23日 愛媛県指令河第 169 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年 9月26日

○愛媛県告示第1765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南下本村川（485 - 1557）	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上鍵山 1 - 7（485 - II - 7（1））	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	急傾斜地の崩壊	上鍵山 1 - 7（485 - II - 7（1））	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりに
西上本村川（485 - 1555）	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	土石流	西上本村川（485 - 1555）	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	土石流	次の図のとおりに
北下本村川（485 - 1556）	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	土石流	北下本村川（485 - 1556）	北宇和郡鬼北町大字上鍵山（次の図のとおりに）	土石流	次の図のとおりに

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1767号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
嵐(A) (486-Ⅰ-2395(1))	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	嵐(A) (486-Ⅰ-2395(1))	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和霊北b(203-Ⅰ-145(2))	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	和霊北b(203-Ⅰ-145(2))	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和霊5-Ⅰ(203-Ⅱ-43(1))	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	和霊5-Ⅰ(203-Ⅱ-43(1))	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上嵐川(486-1669)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	上嵐川(486-1669)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
嵐川(486-1670)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	嵐川(486-1670)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

妙典川(486-1671)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	妙典川(486-1671)	宇和島市津島町嵐(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城北川(203-1021-1)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	城北川(203-1021-1)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城北川(203-1021-2)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	城北川(203-1021-2)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城北川(203-1021-3)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	城北川(203-1021-3)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城北川(203-1021-4)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	城北川(203-1021-4)	宇和島市和霊町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1768号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川松山線	松山市南梅本町甲870番2から 同市水泥町736番地まで	旧	メートル 5.0~10.8	キロメートル 0.476	
			新	10.5~28.0	0.476	

○愛媛県告示第1769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4234番地先から 同町二名甲4235番3地先まで	旧	メートル 3.0~4.0	キロメートル 0.087	
			新	3.6~12.8	0.080	

○愛媛県告示第1770号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲4234番地先から 同町二名甲4235番3地先まで	平成17年9月26日

## ○愛媛県告示第1771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	山鳥坂名荷谷線	大洲市肱川町中居谷1416番4から 同町中居谷1416番3まで	旧	メートル 3.5～20.6	キロメートル 0.075	
			新	9.5～20.6	0.075	

## ○愛媛県告示第1772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	山鳥坂名荷谷線	大洲市肱川町中居谷1416番4から 同町中居谷1416番3まで	平成17年9月26日

## ○愛媛県告示第1773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町北平709番2	旧	メートル 3.5～4.1	キロメートル 0.032	
			新	3.6～6.5	0.032	

## ○愛媛県告示第1774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町北平709番2	平成17年9月26日

○愛媛県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4469番 2 から 同町宇和川4500番まで	旧	メートル 7.3~20.5	キロメートル 0.340	
			新	8.0~34.1	0.329	
"	"	大洲市肱川町宇和川3679番 2 から 同町宇和川3678番 4 まで	旧	15.7~30.3	0.266	
			新	15.8~39.9	0.266	

○愛媛県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4469番 2 から 同町宇和川4500番まで	平成17年 9月26日
"	"	大洲市肱川町宇和川3679番 2 から 同町宇和川3678番 4 まで	"

○愛媛県告示第1777号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
 平成17年 9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17四土（開）第17号 平成17年 9月 8日	四国中央市下柏町字庄境771番、771番地先農道及び771番地先水路、同町字二反地774番1、774番2、774番3、774番4、774番5、774番6及び774番1地先水路、同町字藤松775番1、775番3、776番6、776番10、778番1及び778番2、同町字半地777番1、777番3及び777番5、同町字コンヤ地779番1及び779番7並びに同町字紺屋地779番2	四国中央市下柏町780番地 マルウ接着株式会社 代表取締役 横 尾 誠 二
17四土（開）第18号 平成17年 9月 8日	四国中央市村松町字富光増縄19番2、20番1、21番3、21番5、22番1、22番7及び26番	四国中央市村松町20番1 株式会社シーネット 代表取締役 佐 藤 正 人
17松局建（開）第35号 平成17年 9月13日	伊予郡松前町大字北川原字原端1513番及び1514番1	伊予郡松前町大字西高柳255番地1 ライフタウン南海506号 中 矢 純 治